

違法伐採対策の推進について

平成22年8月19日

林野庁木材貿易対策室長
小澤 眞虎人

本日のテーマ

違法伐採対策

- ・違法伐採を巡るこれまでの取組
- ・合法木材を巡るこれまでの成果
- ・今後の課題

新たな森林・林業政策

違法伐採対策

違法伐採問題

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが、貧困、政府の腐敗等背景は複雑

影響

- 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- 正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

対応

木材生産国・加工国・消費国の各取組・協力

- 国内法の整備
政府調達制度 / 違法伐採木材製品等を市場から排除する法的措置
- 途上国（生産国）支援・協力

国際的な議論の経過（1998～2009）

1998年

・バーミンガムサミット:違法伐採を含む5分野の「G8森林行動プログラム」の承認

2000年

・九州沖縄サミット:首脳声明で「違法伐採に対処する最善の方法について検討する」

2005年

・グレンイーグルズサミット:G8環境・開発大臣会合の「政府調達や貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動への取組」に合意。小泉首相から「我が国の気候変動イニシアティブ」を発表

2008年

・北海道洞爺湖サミット:「G8違法伐採専門家報告書」を公表

2009年

・ラクイラサミット:首脳宣言で「違法伐採及び違法に伐採された木材の貿易と闘うために、...、我々の以前のコミットメント及び行動を基礎とし、パートナー国との協力を強化する」

G8違法伐採専門家報告書（概要）

- 北海道洞爺湖サミット -

二国間・多国間の枠組み及び対話の拡大と発展

合法木材を優先して使用する木材調達制度

木材の原産地及びその流通を追跡するシステムの開発と利用

森林減少・劣化及び違法伐採を監視するグローバル・ネットワーク

REDDに関する議論に違法伐採対策を適切に反映、農業政策及びバイオ燃料政策を含む土地利用政策等の関連施策との連携

我が国の基本的な考え方と主な取組

基本的な考え方 = 違法に伐採された木材は使用しない

<主な取組>

「日本とインドネシアの違法伐採協力に関する行動計画」 (2003.6)

アジア森林パートナーシップ (AFP) (2002~)

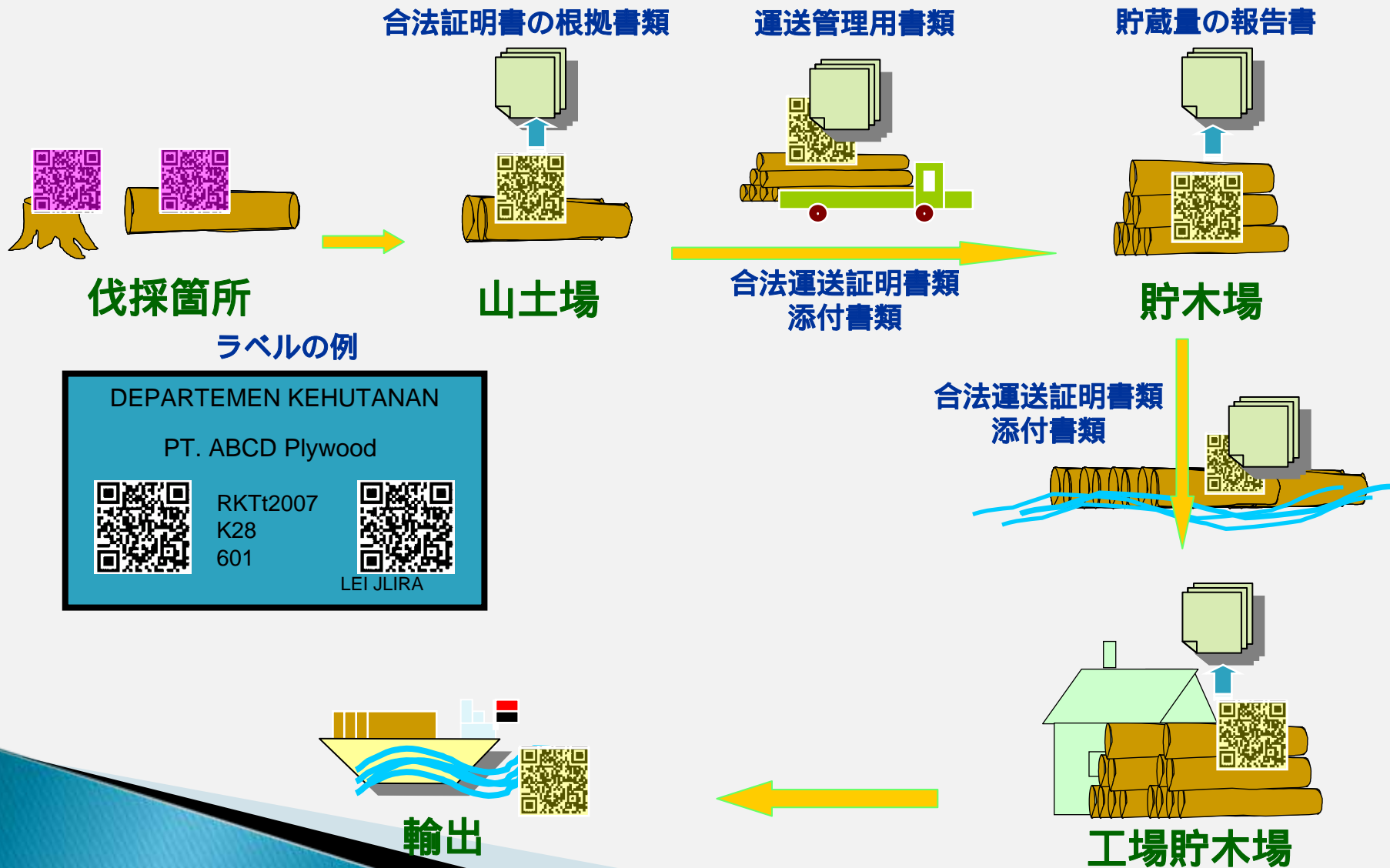
森林法の施行とガバナンス (FLEG) 閣僚会合

国際熱帯木材機関 (ITTO) を通じた支援。

グリーン購入法の活用 (木材の合法性・持続可能性を政府調達の要件に)

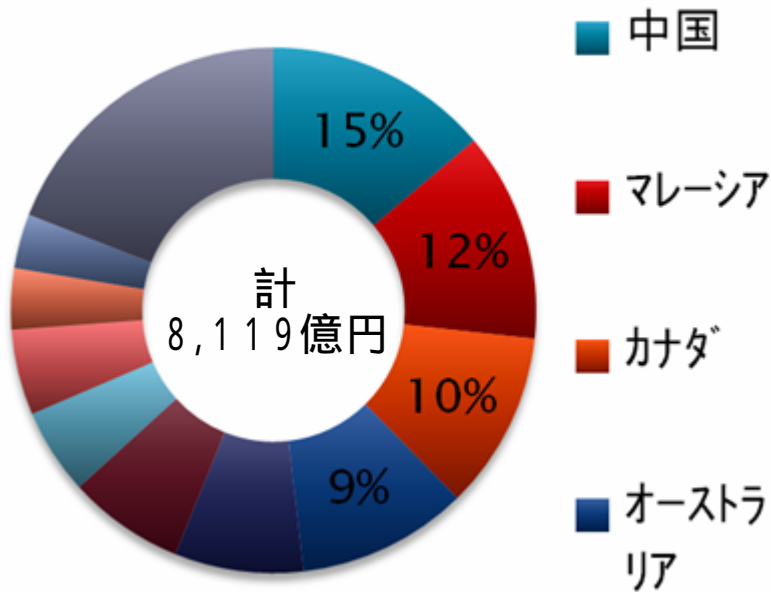
「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」

インドネシアとの協力 二次元バーコードを活用した木材追跡システムの開発



中国との連携

木材輸入実績(2009年)



財務省「貿易統計」

日中首脳会談
(08年5月)

違法伐採取り締まりの強化について合意

日中林業TOP定期対話
(08年11月)

木材の生産、流通、貿易システム等を通じて違法伐採問題に対応していくことで一致

第2回日中ハイレベル経済対話
(09年6月)

木材の違法伐採及びその関連する貿易への対策について協力を深めていくことで認識を共有

- ・中国は我が国の木材輸入額で第一位
- ・中国の原木輸入は急増しており、原木調達先にはガバナンス等に問題を抱える国も多く、加工貿易国である中国の責任ある取組を訴えていくことが重要

合法木材に関する取り組み グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針（閣議決定；2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

努力義務、一般的責
務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の概要

合法性、持続可能性等用語の定義

- ・ 合法性： 森林関係法令上、合法的に伐採されたものであること
- ・ 持続可能性： 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

証明方法

- ・ 森林認証とCOC認証を活用した方法
- ・ 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法
- ・ 個別企業による自主的な証明方法

取組状況の検証と見直し

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

H22.3月末現在

団体区分	認定団体数	認定事業者
中央認定団体	22	1,374
都道府県木連(傘下の 木材団体含む)	47	4,330
都道府県地区木協等	15	734
都道府県森連	41	788
地区素生協	15	435
合計	140	7,661

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績 (平成20年度)

区分	木材・木製品の取扱量 (出荷量総数、千m ³)	うち合法性等の証明されたもの(千m ³)	割合(%)
素材生産(国内)	6,134	3,781	62
素材流通(国内*)	9,595	5,110	53
木材加工(国内*)	14,092	5,744	41
木材流通(国内*)	12,481	2,156	17
その他(国内*)	61	17	28
素材流通(輸入)	3,697	575	16
木材流通(輸入)	5,708	352	6

出展：社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した110団体
5360認定事業体の数値を集計したもの(平成21年9月調査)

注：(国内*)は、国内における加工流通業にかかるもので、一部輸入材を含む

今後の課題

国、地方公共団体の取り組みの徹底

民間企業・一般消費者等への普及

合法性証明の信頼性向上

国、地方公共団体の取り組みの徹底

国の機関における政府調達への徹底

地方公共団体へのPR

補助事業による利用拡大

農林水産省木材利用推進計画の策定
平成21年12月10日

農林水産省が率先して、公共土木工事、補助事業による施設整備、
庁舎営繕、物品購入において、合法木材等の木材利用を推進



政府全体 地方公共団体 民間企業・一般消費者まで波及

公共建築物における木材の利用促進に関する法律

平成22年5月26日公布

公共建築物等における木材利用の促進スキーム

<農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定>

○具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については
原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

<法律による措置>

- 公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

<木造技術基準の整備>

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に周知

<予算による支援>

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
 - 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備等を支援
- 等

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・公共建築物における木材利用拡大（直接的効果）
- ・一般建築物における木材利用の促進（波及効果）

併せて、公共建築物以外における木材利用も促進

- ・住宅、公共施設に係る工作物における木材利用
- ・木質バイオマスの製品・エネルギー利用

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上

一般消費者等への普及

最終消費者に近い供給事業者



(住宅、家具、DIY等)へのアプローチ

- ・ エコプロダクツ展、DIYショー等への出展
- ・ DIYショップと共同したプロモーション



メディアを活用

- ・ 合法木材ナビを一般消費者向けに改良
- ・ ラジオ・新聞広告等

合法性証明の信頼性向上

合法性証明に取り組む団体・事業者のデータベースを作成

各団体・事業者により取り組まれている合法性証明について、第三者によるモニタリングを実施

合法性証明のある輸入木材の信頼性をチェック

新たな森林・林業政策

森林・林業再生プラン概要

◆◆再生プランの目ざすところ◆◆

- ・林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図る。
- ・森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直す。



木材自給率50% (2020年までに)
【木材生産1,800万m³→4,000万～5,000万m³】

■林業経営・技術の高度化

○路網・作業システム

- ・先進的林業機械の導入、普及
- ・作業道作設に関する新たな指針の創設
- ・生産性の高い機械利用を前提とした路網体系の理論・技術の整理・普及
- ・理論・技術の整理(作業システム、機械、森づくり、間伐方法等)

○森林組合改革・民間事業者サポート

- ・地域の森林管理の主体として森林組合の役割の明確化
- ・員外利用の厳格化
- ・会計制度の見直し
- ・民間事業者の育成強化

○日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

- ・理論・技術、研修・普及体制の整理
- ・フォレスター育成システムの確立
- ・現場技術者、路網設計者、オペレーターを体系的に育成する制度整備

■森林資源の活用

○国産材の加工・流通構造

- ・質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・大ロット需要先への供給体制の整備
- ・木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

○木材利用の拡大

- ・地域材住宅の推進とそれを支える技術の標準化、木造設計を担える人材の育成
- ・公共施設等への木材利用の推進
- ・バイオマス利用の理論・技術の整理と着実な普及体制の整備
- ・環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

■国民の財産を活かす

○国有林の技術力を活かしたセーフティネット

- ・公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献

■制度面での改革、予算関係

- ・補助金・予算の見直しは2010年6月、他は原則として2010年11月までに結論
- ・森林・林業基本計画に反映
- ・公開ヒアリングを開催

○森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化

- ・森林の現状を把握するための森林資源モニタリング調査等森林情報の整備・公表
- ・森林計画制度の見直しによる適切な森林管理の確保
- ・経営意欲のある者への経営の集中化の促進策の導入
- ・管理放棄地に対するセーフティネット体制(公的森林整備)の確立

○伐採・更新のルール整備

- ・森林資源の循環利用を念頭においた伐採・更新対策の整備(大規模皆伐の抑止・確実な植林の確保対策等)

○補助金・予算の見直し

- ・補助金の見直し(メニューの簡素化、補助金の透明性・公平性の確保、長伐期化への誘導)
- ・路網、機械への補助は、理論・技術の習得とあわせて実施
- ・予算の見直し

農林水産省森林・林業再生プラン推進本部

本部長：農林水産大臣

本部長代理：郡司副大臣

副本部長：舟山大臣政務官

本部員：事務次官、官房長、総括審議官、農村振興局長、
技術会議事務局長、林野庁長官【事務局長】

制度的課題の検討

森林・林業基本政
策検討委員会

実践的課題の検討

路網・作業
システム
検討委員
会

森林組合
改革・林業
事業体育
成検討委
員会

人材育成
検討委員
会

国産材の
加工・流通
・利用検討
委員会

・森林・林業基本政策検討会

▶ 森林・林業の再生に向けた改革の姿 (中間取りまとめ) (平成22年6月10日)

- 「・・・、市町村森林整備計画の基準に適合しない伐採行為により産出された木材を違法伐採木材として市場で排除する仕組みを導入。」
- 「・・・、合法木材等の普及や違法伐採対策の強化、・・・」

国産材の加工・流通・利用検討委員会

▶ 中間とりまとめ(平成22年7月15日)

～ 国産材の供給需要倍増による地域産業倍増に向けて～

違法伐採対策の強化

- ・木材トレーサビリティ(合法性、原産地等の表示等)の推進
- ・合法性証明認定事業体の拡大、合法性証明の信頼性向上
(COC取得のための工場等の人材育成研修、証明のモニタリング等)
- ・企業による合法性等が証明された木材利用の推進

合法木材を流通させることによって違法伐採木材を国内、そして世界のマーケットから排除します。

ありがとうございました。